

◆ いじめ防止対策推進法と「親の知る権利」

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)	
文部科学省サイト <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a> いじめ防止対策推進法の公布について(通知) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm</a> いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm</a>	
※以下簡略化のため、一部加工・省略しています (武田)	
第 1 章	総 則
第 1 条 目 的	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、 <u>基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</u>
第 2 条 定 義	この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下略)
第 3 条 基本理念	いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、 <u>学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</u>  2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。  3 いじめの防止等のための対策は、 <u>いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</u>
第 4 条 いじめの禁止	児童等は、いじめを行ってはならない。
第 5 条 国の責務	国は、第 3 条の基本理念にのっとり、 <u>いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</u>
第 6 条 地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第 7 条 学校の設置者の責務	<u>学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</u>
第 8 条 学校及び学	<u>学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの</u>

校の教職員の責務	防止及び早期発見に取り組むとともに、 <b>当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</b>
第 9 条 保護者の責務等	<p>保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 第 1 項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前 3 項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>
第 10 条 財政上の措置等	国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
<b>第 2 章</b>	<b>いじめ防止基本方針等</b>
第 11 条 いじめ防止基本方針	<p>文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>② いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>③ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p>
第 12 条 地方いじめ防止基本方針	地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。
第 13 条 学校いじめ防止基本方針	学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
第 14 条 いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（以下略）
<b>第 3 章</b>	<b>基本的施策</b>
第 15 条 学校におけるいじめの防止	<p>学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
第 16 条	<b>学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見する</b>

<p>いじめの早期発見のための措置</p>	<p>ため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。</p> <p>4 <u>学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</u></p>
<p>第 17 条 関係機関等との連携等</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>第 18 条 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>
<p>第 19 条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>※1 プロバイダ責任法</p>	<p>学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 <u>インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</u></p>
<p>第 20 条 対策の調査研</p>	<p>国及び地方公共団体は、(中略)いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果</p>

究の推進等	を普及するものとする。
第 21 条 啓発活動	国及び地方公共団体は、(中略)啓発活動を行うものとする。
<b>第 4 章</b>	<b>いじめの防止等に関する措置</b>
第 22 条 対策のための組織	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
第 23 条 いじめに対する措置	<p>学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、<u>当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</u></p> <p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 学校は、当該学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、<u>いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>
第 24 条 学校の設置者による措置	<u>学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</u>
第 25 条 校長及び教員による懲戒	校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。
第 26 条 出席停止制度の適切な運用等	市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

<p>第 27 条 学校相互間の連携協力体制の整備</p>	<p>地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>
<p>第 5 章</p>	<p>重大事態への対処</p>
<p>第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校による対処</p>	<p>学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により<u>当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</u></p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>② <u>学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</u></p> <p>③ 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>
<p>第 29 条 国立大学附属学校</p>	<p><u>国立大学法人が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第 1 項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</u> (以下略)</p>
<p>第 30 条 公立の学校に係る対処</p>	<p><u>地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る<u>重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 第 2 項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第 31 条 私立の学校に係る対処</p>	<p><u>学校法人が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による報告を受けた<u>都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対</u></p>

<p>※2 私立学校法 6 条</p>	<p><u>処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る<u>重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第 6 条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>4 前 2 項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>
<p>第 32 条 学校設置会社が設置する学校</p>	<p>学校設置会社が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第 12 条第 1 項の規定による認定を受けた地方公共団体の長に報告しなければならない。 (以下略)</p>
<p>第 33 条 教育委員会の指導、助言及び援助</p>	<p>地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、<u>文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</u></p>
<p><b>第 6 章</b></p>	<p><b>雑 則</b></p>
<p>第 34 条 学校評価における留意事項</p>	<p>学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>
<p>第 35 条 高等専門学校における措置</p>	<p>高等専門学校の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p></p>	<p><b>附 則</b></p>
<p>第 1 条 施行期日</p>	<p>この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。</p>
<p>第 2 条 検 討</p>	<p>いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。</p>
<p>理 由</p>	<p>いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>



<p>付帯決議 衆議院</p>	<p>いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm</a></p>
	<p>政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。</p> <p>2 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。</p> <p>3 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関<u>その他の組織</u>においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、<u>専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。</u></p> <p>4 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、<u>必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。</u></p> <p>5 <u>重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。</u></p> <p>6 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。</p> <p>7 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。</p>
<p>付帯決議 参議院</p>	<p>いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm</a></p>
	<p>政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。</p> <p>2 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。</p> <p>3 <u>本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。</u></p> <p>4 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切な</p>

	<p>見直しその他必要な措置を講じること。</p> <p>5 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。</p> <p>6 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。</p> <p>7 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。</p> <p>8 いじめには様々な要因があることに鑑み、第 25 条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。</p>
--	---

**※1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律**

(プロバイダ責任法) (平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号)

**第 4 条 (発信者情報の開示請求等)**

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同時。)の開示を請求することができる。

- 1 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 2 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

**※2 私立学校法**

**第 1 条 (この法律の目的)**

この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

**第 6 条 (報告書の提出)**

所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

**第 9 条 (私立学校審議会)**

この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

- 2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。